

山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県食の安心・安全推進条例（以下「条例」という。）第12条及び第13条に規定する食品表示の適正化を推進するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準（以下「管理体制基準」という。）を定めるとともに、山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度の実施に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「食品関連事業者」とは、条例第2条第3項に規定する食品関連事業者をいう。

2 この要綱において、「食品関連事業所」とは、食品関連事業者が行う事業活動に係る事業所（山口県の区域内にあるものに限る。）をいう。

(管理体制の基準)

第3条 管理体制基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 食品関連事業所ごとに、食品表示責任者（山口県食品表示責任者制度実施要綱第2条に定める養成講習会を受講した者（同要綱第6条に定める受講済証の有効期間内にあるものに限る。）であって、食品関連事業所において食品表示に関する責任者として従事する者をいう。以下同じ。）を設置していること。
- (2) 仕入、製造、出荷・販売等の各工程において、食品表示の確認や記録を行う担当者を定めていること。
- (3) 消費者等からの食品表示に係る問い合わせや苦情の相談窓口を設置するとともに、問い合わせ等の対応状況を記録し、保存していること。
- (4) 不適正表示が判明した場合の対応方法を定め、対応状況を記録し、保存するとともに、発生原因を分析し、再発防止策を講じること。
- (5) 仕入、製造、出荷・販売等の各工程において、食品表示に係る情報が記載された書類を整備するとともに、関係事業者との取引状況等を記録し、保存していること。
- (6) 第1号から第5号に掲げる管理体制基準が適正に運用されていることを定期的に確認する方法を定めるとともに、確認状況を記録し、保存していること。

(登録)

第4条 食品関連事業者（第9条に掲げる欠格要件に該当するものを除く。）は、その食品関連事業所について、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める登録を受けることができる。

- (1) 前条第1号の基準に適合している事業所 ステップ1到達事業所
- (2) 前条第1号から第4号までのすべての基準に適合している事業所 ステップ2到達事業所

2 前項の登録を受けようとする食品関連事業者は、登録を受けようとする食品関連事業所ごとに、別記第1号様式により、知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の届出について、必要に応じて、関係者に意見を求めることができる。

4 知事は、第2項の届出において、不備又は誤り等がある場合は、届出者に対して修正を求めることができる。

(認定)

第5条 食品関連事業者（第9条に掲げる欠格要件に該当するものを除く。）は、第3条に定める管理体制基準のすべてに適合している食品関連事業所について、山口県食品表示適正化推進事業所の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする食品関連事業者は、認定を受けようとする食品関連事業所ごとに、別記第1号様式により、知事に申請しなければならない。

(認定の審査)

第6条 知事は、前条第2項の申請があったときは、当該申請に係る食品関連事業所について調査の上、審査するものとする。

2 知事は、前項の審査において、当該申請に係る食品関連事業所が、前条第1項に該当すると認める時は、当該事業所を山口県食品表示適正化推進事業所として認定するものとする。

3 知事は、第1項の審査において、必要に応じて、関係者に意見を求めることができる。

(認定証等の交付)

第7条 知事は、前条第2項の規定により認定したときは、申請者に対し、当該認定に係る別記第2号様式の認定証及び認定を受けた食品関連事業所に掲示するためのステッカーを交付するものとする。

(不認定の通知)

第8条 知事は、第6条第1項の審査において、申請に係る食品関連事業所が、第5条第1項に該当していないと認めるときは、申請者に対して別記第3号様式により、その旨を通知するものとする。

(欠格要件)

第9条 第18条の規定により登録又は認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない食品関連事業者及び食品表示法に基づく処分又は指示を受けた日から2年を経過しない食品関連事業者は、第4条第2項の登録の届出及び第5条第2項の認定の申請をすることができない。

(山口県食品表示適正化推進事業所であることの掲示等)

第10条 第6条第2項の認定を受けた食品関連事業所に係る食品関連事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該事業所が山口県食品表示適正化推進事業所であることを当該事業所の店頭に掲示するなどの広告をすることができる。

2 前項の掲示は、消費者や取引先等に対して、本認定制度の趣旨について誤認を与えることのないよう適切な方法で行わなければならない。

(再交付)

第11条 認定事業者は、交付された認定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第4号様式により、知事に再交付の申請をすることができる。この場合において、再交付の申請が認定証の破損又は汚損によるものであるときは、当該認定証を添付しなければならない。

2 前項の規定により再交付を受けた事業者は、亡失した認定証を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

(公表)

第12条 知事は、第4条第1項の登録又は第6条第2項の認定を受けた事業所について、その登録又は認定の別（登録にあつては、第4条第1項各号に規定する区分の別を含む。）、名称及び所在地等を公表するものとする。

(有効期間)

第13条 第4条第1項の登録の有効期間は、登録時において、当該登録に係る食品関連事業所に設置している食品表示責任者に係る、山口県食品表示責任者制度実施要綱第6条に定める受講済証の有効期間が満了する日が属する年度の末日とする。

2 第6条第2項の認定の有効期間は、当該認定の日から3年間とする。

(更新)

第14条 認定事業者が、前条第2項に規定する認定の有効期間の満了に際し、引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の1か月前から満了日までの間に、別記第5号様式により、知事に申請しなければならない。

2 第6条から第9条及び前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 第1項の申請があつた場合において、前条第2項に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(変更の届出)

第15条 第4条第1項の登録を受けた食品関連事業所に係る食品関連事業者（以下「登録事業者」という。）又は認定事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第6号様式により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 食品関連事業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
- (2) 食品関連事業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 食品関連事業所の名称
- (4) 食品表示責任者の氏名

2 認定事業者は、前項第1号から第3号までのいずれかの事項に変更があつた場合は、前項に規定する書類のほか、認定証を併せて提出するものとする。

(廃止の届出)

第16条 登録事業者又は認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第7号様式により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら登録又は認定を辞退しようとするとき
- (2) 登録又は認定を受けた事業所を廃止したとき
- (3) 登録又は認定を受けた事業所に係る事業を廃止したとき
- (4) 登録又は認定を受けた事業所に係る管理体制基準に適合しなくなったとき

2 認定事業者が前項の届出をするときは、前項に規定する書類のほか、認定証及びステッカーを併せて提出するものとする。

(事業所への立入、報告等)

第17条 認定事業者は、毎年1回、認定を受けた食品関連事業所ごとに、別記第8号様式により、現況を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、その職員に、第4条第1項の登録又は第6条第2項の認定を受けた食品関連事業所に立ち入り、その現況について、調査させることができる。
- 3 知事は、前項の規定による調査の結果、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該食品関連事業所に対し、必要な改善措置をとるよう指示するものとする。

(登録・認定の取消)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録又は認定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって登録又は認定を受けたとき
 - (2) 前条第3項の指示に従わないとき
 - (3) 登録事業者又は認定事業者が、食品表示法に基づく処分又は指示を受けたとき
 - (4) その他登録事業者又は認定事業者による法令の違反等、登録又は認定がふさわしくないと認められるとき
- 2 知事は、前項の規定により登録又は認定の取り消しを決定したときは、当該事業者に対し別記第9号様式の登録・認定取消通知書を交付するものとする。
 - 3 第6条第2項の認定を受けた食品関連事業所が第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに別記第10号様式の返納書により、認定証及びステッカーを知事に返納しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。